

医療機関の皆さまへ

飲食等の提供に係るルールのご案内

平素は、医療機器業公正取引協議会の運営する公正競争規約にご理解とご協力をいただきまして、誠にありがとうございます。

さて、既にご承知のように、最近のグローバルな動向として、医療関連事業者と医療機関の皆さまとの関係には、高い透明性が求められております。

この背景としては、医療は、医療機関の皆さまと患者との信頼関係の上に成り立っていることから、医療機関の皆さまと医療関連事業者の不適切な関係があれば、この信頼関係を損なうことにもなり、ひいては医療をゆがめかねないとする考え方があります。特に、医療関連事業者による医療機関の皆さまに対する金品や飲食等の提供については、患者・国民からみて疑惑や不信を招きやすいことから、より高い透明性が求められています。

医療機器事業者による医療機関の皆さまに対する飲食等の提供に関しましては、公正競争規約により、例えば、会議等を円滑に進行させるために副次的に行う接遇（接待）は許容されていますが、その内容が「華美、過大」にわたり飲食物の提供それ自体が目的とみなされる場合には、不当な取引誘引手段としての、景品類の提供に当たり、従来から公正競争規約で制限されています。

しかしながら、「華美、過大」の判断について、事業者によって相違が生じるおそれがあり、これを統一する必要があることから、「飲食等の提供に係るルール」を策定し、平成24年10月から施行しました。このルールは、許容される飲食等の提供の行為類型とその具体的提供内容を明確にして、公正競争規約違反となる華美、過大な飲食等の提供の未然防止を図るためのものです。

このルール策定の背景をご理解いただくとともに、ルールの実施にご理解とご協力を賜りますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

平成25年10月

医療機器業公正取引協議会

〒113-0033

東京都文京区本郷3丁目38番1号

本郷イシワタビル2階

Tel:03(3818)1731 FAX:03(3818)1732

<http://www.jftc-mdi.jp>